

登録検査機関一覧表(国内産農産物)

検査を行う区域:静岡県

関東農政局

登録検査機関等名称	所在地	電話番号	検査を行う農産物の種類							略称 (農産物検査において使用する略称)	
			もみ	玄米	小麦	大麦	裸麦	大豆	そば		
1 富士伊豆農業協同組合	静岡県沼津市下香貫字上障子415-1	055-957-8032	○	○	○	○			○	○	JAふじ伊豆
2 静岡市農業協同組合	静岡県静岡市駿河区曲金5-4-70	054-288-8444		○							JA静岡市
3 大井川農業協同組合	静岡県藤枝市緑の丘1-1	054-646-5127	○	○	○	○			○	○	JA大井川
4 ハイナン農業協同組合	静岡県牧之原市静波73-5	0548-22-9522		○							JAハイナン
5 掛川市農業協同組合	静岡県掛川市千羽100番地の1	0537-20-0803		○							JA掛川市
6 遠州夢咲農業協同組合	静岡県菊川市下平川6265	0537-73-5550	○	○	○				○		JA遠州夢咲
7 遠州中央農業協同組合	静岡県磐田市見付3599-1	0538-36-7017	○	○	○				○	○	JA遠州中央
8 とびあ浜松農業協同組合	静岡県浜松市中央区有玉南町1975	053-476-3136		○	○				○		JAとびあ浜松
9 三ヶ日町農業協同組合	静岡県浜松市浜名区三ヶ日町三ヶ日885	053-524-0327		○							JA三ヶ日町
10 静岡県経済農業協同組合連合会	静岡県静岡市駿河区曲金3-8-1	054-284-9738	○	○	○				○	○	JA静岡経済連
11 静岡県主食集荷商業協同組合	静岡県袋井市高尾町1-2	0538-42-6692	○	○					○		静集協
12 株式会社 遠州米穀	静岡県磐田市高見丘1203	0538-38-5321		○							遠州米穀
13 株式会社 古谷商店	静岡県静岡市駿河区小鹿2-18-10	054-626-6226	○	○							
14 有限会社 小林商店	静岡県袋井市掛之上5番地の15	0538-43-2431		○							小林商店
15 有限会社 芹澤ライスセンター	静岡県田方郡函南町柏谷1054-1	055-978-3607		○							(有)芹澤ライスセンター
16 株式会社 アグリミライズ	静岡県浜松市北区大原町465番地の2	053-430-0636		○							アグリミライズ
17 日本オーガニック株式会社	静岡県浜松市浜名区都田町11101番地	053-488-8770		○							
18 函南東部農業協同組合	静岡県田方郡函南町丹那367番地の4	055-974-0014		○							JA函南東部
19 株式会社 マルサ佐野商店	静岡県静岡市葵区北安東五丁目23番26号	054-247-1010	○	○							(株)マルサ佐野商店
20 有限会社 太田農場	静岡県磐田市西之島49-3	0538-32-8551	○	○							(有)太田農場
21 株式会社 農健	静岡県磐田市長須賀240-1	0538-37-0778	○	○							農健

登録検査機関等名称	所在地	電話番号	検査を行う農産物の種類							略称 (農産物検査において使用する略称)
			もみ	玄米	小麦	大麦	裸麦	大豆	そば	
22 浜松米穀株式会社	静岡県浜松市中央区高林五丁目3番7号	053-478-2316		○						浜松米穀
23 有限会社松井米店	静岡県裾野市茶畑443番地1号	055-992-0142		○						松井米穀
24 株式会社岩崎米穀	静岡県三島市新谷106番地の4	055-975-1287	○	○						イワベイ
25 有限会社又平商店	静岡県焼津市中里566	054-628-2008	○	○						又平商店
26 (有限会社 農民連ふるさとネットワーク東海)	静岡県藤枝市滝沢769-32	054-639-0418		○						農民連東海ネット
27 (株式会社ヤマサン磐田支店)	静岡県磐田市鳥之瀬136番地の2	0538-32-4721		○						(株)ヤマサン
28 (一般財団法人日本穀物検定協会中部支部静岡事務所)	静岡県静岡市清水区築地町2-20	054-353-1228	○ (飼料用もみのみ)	○						穀検

(注)1 本様式は、都道府県ごとに作成する。

- 2 広域登録検査機関にあつては、名称を()書きで記載し、所在地及び電話番号は従たる事務所のものを記載する。
- 3 検査を行う農産物の種類欄は、当該都道府県における登録状況を勘案して種類を設定し、当該する種類に「○」を記載する。
- 4 検査を行う農産物が飼料用もみ又は飼料用玄米のみに限られる場合は、もみ欄に「○(飼料用もみ)」と記載又は玄米欄に「○(飼料用玄米のみ)」と記載する。
- 5 略称欄は、登録台帳等に記載された略称を記載する。